

令和5年第4回定例会

斑鳩町議会会議録

令和5年9月7日

午前9時00分 開議

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (13名)

1番	溝部 真紀子	2番	齋藤 文夫
3番	中川 靖広	4番	小城 世督
5番	伴 吉晴	6番	大森 恒太朗
7番	嶋田 善行	8番	井上 卓也
9番	横田 敏文	10番	宮崎 和彦
11番	濱 真理子	12番	木澤 正男
13番	奥村 容子		

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 佐谷 容子

1, 地方自治法第121条による出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	加藤 恵三
教 育 長	山本 雅章	総 務 部 長	西 卷 昭男
安全安心課長	曾谷 博一	住民生活部長	栗本 公生
住民生活部次長	北 典子	福 祉 課 長	中 原 潤
国保医療課長	猪川 恭弘	住 民 課 長	峯 川 敏明
都市建設部長	上田 俊雄	建設農林課長	手塚 仁
都市創生課長	福居 哲也	会 計 管 理 者	安藤 晴康
教 育 次 長	本庄 徳光	教委総務課長	仲村 佳真

1, 議事日程

日 程 1. 一般質問

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開議)

○議長（中川靖広君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で、全員出席であります。

これより、本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、昨日に引き続きまして、一般質問であります。

順序に従い、質問をお受けします。

はじめに、4番、小城議員の一般質問をお受けします。

4番、小城議員。

○4番（小城世督君） おはようございます。議長のお許しを得ましたので、通告書に基づき一般質問をさせていただきます。

初めに、高齢者の外出支援についてでございます。人生100年時代と言われる現代社会において、健康寿命の観点から外出支援は必須となってきています。しかし、支援を行っていても利用されていない、しにくい状況では支援の意味がありません。現在、その中で斑鳩町で行っている支援の内容と利用状況についてお伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） おはようございます。よろしく申し上げます。高齢者の外出支援事業における現在の支援の内容と利用状況についてのご質問でございます。

現在、斑鳩町では高齢者の皆さんが社会生活を拡大し、健康で楽しく生きがいのある生活を送るため、70歳以上の人を対象に高齢者優待券を交付しているところでございます。優待券はバスカード、タクシー乗車券、優待共通券、I C O C Aカードの4種類がありまして、いずれかひとつを交付しているところでございます。また、優待券にあわせまして、希望をされる全員に外出支援タクシー助成券も交付をしているところでございます。交付状況につきましては、令和4年度実績でバスカードが433人、タクシー乗車券が391人、優待共通券が242人、I C O C Aカードは4,654人、外出支援タクシー助成券は5,407人でございます。このうち外出支援タクシー助成券の利用状況は令和4年度で1万5,705枚の使用がございまして、配布枚数に対する利用率は41.5%となっております。以上です。

○議長（中川靖広君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。今いろいろな形で支援をしていただいているということです。選択肢があって、I C O C Aだけでなくバスやタクシーといったところを利用されている方がいるということですね。また、その中でタクシー助成

券を全員に配布しているというところで、使用率が41.5%と年々上がってきてはいるのかなとは思いますが、やはりまだ40%台と。これの使用方法ですね、利用しにくいのかどうかというところで、この助成券の使用方法について、続いてお伺いします。

○議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 外出支援タクシー助成券の使用方法についてのご質問でございます。初めに、利用できるタクシー会社でございますが、タクシー券交付時に皆様にお渡しをしております利用できるタクシー事業者一覧に掲載をしているタクシー会社28社において利用をしていただけます。使用方法是、タクシーの予約または乗車時にタクシー助成券を利用する旨をまず伝えていただき、料金支払い時に斑鳩町高齢者優待利用券、顔写真つきのカードでございますが、それを提示した上で、タクシー券と初乗り運賃を超える分の額を乗務員に払っていただくということになります。なお、利用できるタクシー券につきましては、1回の乗車で1枚ということになっております。

○議長（中川靖広君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。その利用方法についてやはり41.5%ということで半分以上が使われていないという状況でございます。やはりこれを発行するのに対して、またそれを配布するにあたって、かなりの額の費用がかかっていると思います。もちろん優待券ですので、使用した分だけの金額をタクシー会社にお支払いするというところで、約1千万円ぐらいがあるとは思いますが、それ以外にやはり廃棄している部分というのが多数にあると思うので、この辺の配布方法であったり使い方の中で、もうちょっとうまいことやっていただけるように、こちらお願いしたいと思っております。今、マイナンバー等あったり、デジタル社会が進んでこの世の中で、もっと使用のしやすい方法、そういった方法を考えていただく、また、配布するにあたって職員の皆様の負担軽減にもつながって、それをさらに違う行政サービスにつなげられると考えておりますので、そちらの点もよろしくお願いしたいと思っております。

続きまして、今、行っている外出支援以外に、今後、この斑鳩町ではこういった支援方法を、たくさんあると思いますが、こういったことを考えているのか状況を教えてくださいたいと思っております。

○議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 高齢者外出支援における今後の町としての支援方法の拡充についてのご質問でございます。このご質問につきましては、以前に同様の趣旨のご質問をいただいているところとなりますので、そこで答弁をさせていただいた同様の内

容とさせていただきます。高齢者の外出支援策の拡充につきましては、高齢者福祉分野におきましては、現在に至るまで高齢者優待券事業や外出支援タクシー事業など、さまざまな事業につきまして改良を加えながら実施をしてきたところでございます。

また、高齢者も含めた町民全体への交通手段の充実といたしまして、地域公共交通会議におきましても、これまでから利用者の利便性の向上等の観点から、利用者アンケート及びその結果の分析等も行われており、高齢者の運賃無償化や令和2年4月よりコミュニティバスの王寺駅への乗り入れを行い、その充実に努めてきたところでございます。

今後のさらなる対策につきましては、令和6年度に予定をしております高齢者実態把握調査等におきまして、外出支援に関する調査も加え、先進例の事例も踏まえながら高齢者の外出支援策の充実に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中川靖広君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。そうですね、今ご答弁いただいとおり令和6年に実態調査をしていただいて、早急にいろいろな形をとりこんでいただきたいと思います。今、答弁にもありました、令和2年4月よりコミュニティバスの王寺駅乗り入れということもありましたが、こちらに関しましては私も以前、一般質問させていただいているとおり、まだまだ議論の余地はあるかなと思います。こういった観点もしっかりと踏まえてやっていただきたいと、そのように思います。また、その外出支援を行っていく中で買物等々をするというところで、高齢者の方が生きる活力というのを見いだせる、そういった形をしっかりと模索していただきたい、そのように思いまして、この質問を閉じさせていただきたいと思います。

続きまして、2番目にAEDの迅速な活用についてお伺いいたします。AEDの活用についてですが、AEDは小型機器で体外に貼って、電極のついたパットから自動的に心臓の状態を判断し、心室細動や不整脈そういった部分が一般の方でもその機械を使うことによって人命救急ができるというものでございます。このAED、あるのはあるんですが、なかなか使用されていないそういった状況にあります。斑鳩町でも設置されていると思いますが、斑鳩町の設置場所と利用状況についてお伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 斑鳩町所管の自動体外式除細動器、いわゆるAEDの設置場所と利用状況についてのご質問です。はじめに、町が所管するAEDの設置場所についてです。本町では、役場庁舎、生き生きプラザ斑鳩、ふれあい交流センターいきいきの里、老人憩の家、保育園、小・中学校、幼稚園、公民館、体育館など29施設に33台

を設置しています。また、設置場所は、施設入口付近や施設受付、事務室などに設置しているところがございます。次に、AEDの使用状況です。使用状況として、直近では令和4年度にふれあい交流センターいきいきの里で2回、令和3年度に中央体育館で1回の使用がございました。以上です。

○議長（中川靖広君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。斑鳩町では30か所ほどあるというところで、たくさん用意されてるのかなと。2万8千人の人口においてはたくさん用意されてるのかなと思います。しかしながら、今、使用状況を聞きますと、なかなかそういった状況に出くわさないことが一番いいのですが、なかなか使われていない。全国的に見ましてもAEDを使った事例というのが4%、なかなか使用されていない。しかし、このAEDを使うことによって生存率が4.7倍も向上するというデータもあります。

また、ちょっと古い情報にはなりますが、平成29年に病院外で心肺停止が起こった案件は7万5千件ありまして、そのうち2万5,538件が一般市民によって目撃されています。しかし社会復帰に至る割合は8.7%にすぎない。こういった状況の中、斑鳩町ではAEDに対する町民に対しての使用方法であったりそういった啓発、行っているのかお伺いしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） AEDの使用に向けた啓発についての質問です。斑鳩町所管のAED設置場所については、各家庭に配布した防災ハザードマップに掲載するとともに、斑鳩町のオープンデータとして、町のホームページそして奈良県のホームページでも公開しております。さらに、このオープンデータ等を利用して、民間の地図データにAEDマップが掲載されており、AED設置場所から地図や詳細情報を検索できる仕組みとなっております。また、コロナ禍前では奈良県広域消防組合において、自治会等が要請して開催される救命救急訓練の中で操作方法の訓練を行っていただいたところがございます。AEDの操作は電源を入れれば音声ガイダンスが始まり、その音声に従って操作すれば、特別な資格がなくても誰にでも使えるようになっております。そうしたことから、今後におきましても関係機関と連携し、AEDの操作方法について普及を図るとともに、町広報紙等を通して、設置場所等についてもその周知を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中川靖広君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。やはり設置しているだけ、あるだけでは

これもあまり意味がないものでございまして、しっかりと使用方法等々の周知啓発というところ、しっかり今、ご答弁いただいたとおりに行っていただきたいと思います。それで、そのAEDに関してですが、AED GOのアプリというものがございまして、こちらは119番通報して救急車が来るまでに約6分間かかると言われています。このAED GOのアプリを使うと、AEDのボランティアに登録されている方が救急車よりも早くAEDを届けるというそういった連携されたアプリでございまして、今、愛知県と千葉県で2自治体で使用されている、そういった状況でございまして、なかなかこの2万8千人の人口の斑鳩町でどうかということもあります、こういったものもあるというところで、今後、このAED GOのアプリの導入に関しての見解を斑鳩町にお伺いしたいと思っております。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） AED GOのアプリの導入に関してのご質問です。AED GOのアプリは、アプリを使って救急車の到着前に救命ボランティアが素早くAEDを運搬して、救命率の向上を目指すアプリとなっております。このアプリは、質問者もご紹介のとおり心停止の急病人が発生し、119番通報を受けた消防指令センターで迅速なAED使用が必要と判断した場合、あらかじめスマートフォンに無料の専用アプリAED GOをダウンロードした救命ボランティアに対し、近くのAEDの設置場所や急病人の位置情報が通知され、救命ボランティアはその情報を基にAEDを入手し、救急隊が到着する前の間に救命措置を図る仕組みとなっております。日本AED財団のホームページによると、このアプリは、京都大学と民間企業が共同開発し、愛知県尾張旭市消防本部と千葉県柏市消防局の協力を得て、実証実験が行われているということでございます。このアプリの導入につきまして、奈良県広域消防組合に問い合わせをしたところ、現時点では導入の予定はないとのことでした。以上です。

○議長（中川靖広君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。奈良県の広域消防では今のところ導入予定はないということで、こちらに関しましては町独自でどうかできるというものではないかなと思います。今後も動向を見ていただいて、こういったアプリを使用してひとりでも多くの方が救われる、そういった斑鳩町をつくっていただきたい、そのように思います。この質問はこちらでとめさせていただきます。

続きまして、3番目にデジタル社会に対する教育についてでございます。現在、ICTの導入で、GIGAスクール構想といったところで児童一人一人にタブレット端末が

配布されているところでございます。デジタルネイティブ世代という今の子どもたちがこのデジタル社会を生きるために、必要な情報・知識というところをしっかりと教育していかないといけない、そのように思います。デジタル端末こういったものは便利な部分、かなり危険性を含めたものでもございます。昨今でも、岸田総理のフェイク動画が中国で流されるなど、そういったフェイク動画、フェイクニュース、そういったものの取扱い、そういったものにも注意していかないと、そのように思います。

安全にデジタル社会を生きるために、児童に対する斑鳩町独自で今行っている指導について、お伺いしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 安全にデジタル社会を生きるための児童・生徒に対する町独自のとりくみについてのご質問でございます。質問者もおっしゃっていただきましたとおり、国におけるGIGAスクール構想に基づき、本町におきましては、令和2年度に児童生徒一人ひとりに1台のパソコンを整備する1人1台端末の整備を行い、授業での活用や家庭に持ち帰ってのオンライン学習など、デジタル、そしてインターネットを活用した学習を進めているところでございます。また、家庭におきましても、児童・生徒がパソコンやスマートフォンを使用する機会が増加し、日常的にインターネットサービスを使用している状況でございます。こうした中、コミュニティサイトやSNSを介して児童生徒がトラブルに巻き込まれる事件が全国的にも頻発しているほか、意識の有無にかかわらずフェイクニュースを誤って拡散してしまう行為に及んでしまうなど、情報モラルの育成が教育面での重要な課題となっております。このため本町では、小学校においては道徳の学習で、また中学校においては技術の学習で、情報社会におけるルールやマナー、情報社会の危険から身を守り、危険を予測し、被害を予防する知識、生活の中で必要となる情報セキュリティの基本的な考え方、こういった情報モラルに関する学習を行っているところでございます。また、こうした学習に加えまして、町教育委員会におきましては、町立学校の全ての児童生徒に対して、携帯電話の使用に伴うトラブルやいじめ、犯罪被害の防止と適切な対処、よりよい人間関係づくりなどに関する指導にこれまで以上に積極的にとりくみながら、学校における携帯電話の取扱い等がより適切に行われるよう、小・中学校における携帯電話の取り扱いに関するガイドラインを策定するほか、小・中学校におきましては、携帯電話事業者によるスマホ携帯安全教室の開催や、西和警察署員によるデジタル機器に係る防犯教室を開催するなどのとりくみを実施しているところでございます。

○議長（中川靖広君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。いろいろ斑鳩町では行っていただいと。注意喚起であったりとかいろいろなところと協力しながら子どもに対して啓発を行っていただいと、注意をしていただいと、そのように伺えます。こちらはデジタル機器ですので、かなり日々、更新されていくものかと思われまので、しっかりとその更新を怠ることなく、子どもたちに対して注意を行っていただいと、そのように考えます。今の質問はモラルに関してルールのものなところのものでございますが、続きまして、デジタル・シティズンシップ教育というところでなかなか聞き慣れない言葉かなとは思いますが、デジタル・シティズンシップとは、デジタル技術を利用して、通じて、社会的に積極的に関与して参加する能力のことなごございまして、こちらに関してはほぼルールがないかなと思われるところなごございまして。デジタルの可能性、無限の可能性を引き出した、そういった教育を斑鳩町でも行っていただいと、そのように思いますが、デジタル・シティズンシップ教育に関しまして、斑鳩町ではこういったとりくみが行われているかお伺いしたいと思ひます。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） デジタル・シティズンシップ教育に関するご質問なごございまして。デジタル・シティズンシップとは、デジタル技術の利用を通じて社会に積極的に関与し、参加する能力のことなされております。また、デジタル・シティズンシップ教育とは優れたデジタル市民になるために必要な能力を身につけることを目的とした教育なされてございまして、社会全体において急速にデジタル化が進展する中、情報モラル教育により児童生徒がインターネットのリスクなどから身を守ることを教えることだけではなく、社会のためにデジタル技術を積極的に活用する方法を理解する能力の習得を支援するための教育が近年、求められております。こうした中、中学校におきましては、技術の授業において、WebページやSNSなどのネットワークを利用した双方向性のあるコンテンツによりまして、問題の発見、課題の設定を行い、その解決を図るといふ内容や、公民の授業におきましては、情報化の進展により情報が変える社会の仕組みといふテーマを取り上げているなど、デジタル・シティズンシップに関わる学習を行っていただいと、そのように考えます。本町といたしましても、引き続き、インターネットのよきや可能性を考えるといふ視点に立ったデジタル・シティズンシップ教育につきまして学習に取り入れてまいりたいと、そのように考えております。以上なごございまして。

○議長（中川靖広君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。今、ご答弁いただきましたとおり、いろいろ行っていくことを検討している、学習に取り入れていくというところでご答弁いただきました。やはりかなり難しい、今、ひとつ目に申しました規則的などころ、規制をしていかないといけないところ、こちらの無限の可能性を引き出さないといけない、こういったバランスがすごい難しいと思いますが、しっかりとその辺を規制をかけるばかりでなくて、このデジタルを最大限活用した教育というところをしっかりと行っていただきたいと、そのように教育長にお願い申しあげましてこの質問を閉じさせていただきます。

最後に、防災・減災についてでございます。こちらですね、9月1日は防災の日ということで、全国で一斉にいろんな避難訓練であったり、いろいろなアプリを活用した防災訓練というところが行われました。斑鳩町でも、これからコロナが明けて防災訓練、避難訓練であったり、町民が自治体が出前講座を頼んで一堂に会して防災の意識を高めていくそういった時期になってくるのかなと思います。そこで、平時に行っている斑鳩町が町民に対する啓発活動、防災に関してのことに関してお伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 平時に行っている防災・減災に関する啓発活動についてのご質問です。平時に行っている防災・減災に関する啓発としては、風水害や火災、地震など災害のテーマ別に年間を通して町広報紙等において啓発するとともに、自治会等からの要請による行政出前講座で防災に関する講座を開催しております。この出前講座では、毎年、複数の自治会等から要請があり、令和4年度は6回、令和5年度はこれまでに5回開催したところでございます。

これらの啓発活動に加えまして、令和5年度では11月11日、土曜日に斑鳩東小学校において、楽しく防災を学べるイベントを通して、防災意識の向上、地域の自助・共助を推進し、地域の防災力向上を図る校區別防災訓練を開催いたします。さらには、令和5年度から次世代の防災リーダーの育成を目指して、小学生を対象とした児童防災リーダー夏休み学習会を開催し、放水やロープワーク、そして備蓄食料品の炊き出しなど子どもたちに体験していただいたところでございます。以上です。

○議長（中川靖広君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。今、夏休みを利用して子どもたちにもいろいろな防災訓練、実体験を基に経験をしてもらった、そういった訓練もされているというところで、かなり非常にいいとりくみかなと思います。しっかりと継続して行って

いただいて、また回数を増やしていただいて、しっかりとその防災に関する意識、防災リーダーですね、災害が起こったときに避難所を運営できるリーダー等々をしっかりとこの平時のときにつくっていただきたいと、そのように思います。

続きまして、その災害備蓄品の点検と廃棄品についてお伺いしたいと思います。斑鳩町でも防災備蓄品等々たくさんあると思いますが、その部分の点検、賞味期限が近いものであったりそういった点検、廃棄品に関しましても廃棄品をロスすることなくどういった活用をしているのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 災害用備蓄品の点検と廃棄品についてのご質問です。斑鳩町では、災害用として保管している備蓄品につきましては、購入年月日や保存年限、備蓄数量等を網羅した備蓄保管一覧表を作成し、保存年限等の確認・点検を行っているところでございます。その一覧表に基づき、保存期限が近づいてきた食料品については、町広報紙等を通して自治会や自主防犯組織等に対して、防災訓練等での活用を呼びかけて提供しており、可能な限り食品ロス、廃棄品を出さないように努めております。

○議長（中川靖広君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。一覧表を作って点検していただいているところ、また、食品ロスに関しましては広報紙で自治会等々そういった防災組織に働きかけていただいている。そういったところで防災品に触れていただく、そういった機会もしっかりと増やしていただいて、この防災に対する意識、減災に対する意識というものを高めていっていただきたい。引き続き、斑鳩町に対しては、もっともっとコロナが明けた後、しっかりと引き続きやっていただきたいと、そのように思います。

そして3点目、最後の質問でございます。安心できる避難所運営についてというところで、以前もその避難所に関しましては、コロナ禍の避難所運営に関しての質問をさせていただきました。コロナ禍が明けて避難所が開設されたとき、そういった災害が起こってほしくないものではありますが、起こった際に避難者がたくさん押し寄せてくる、そういった状況になるかと思えます。

その際に、安心できる避難所運営について、斑鳩町としてどのように平時のときから考えて、また、避難所の訓練であったりそういったところ、避難所運営についてどういったお考えがあって、今、とり行っているのかお伺いしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 安心できる避難所運営についてのご質問です。安心できる避

難所の運営にあたっては、斑鳩町では次の3点がその特徴としてあげられます。

ひとつ目は、避難所の運営に対する配慮等についてです。本町では、避難所の運営にあたっては、避難者による自主的な運営や避難所の運営における女性の参画、男女のニーズの違いなど、男女双方の視点や性的マイノリティの視点に対する配慮、要配慮者等配慮を必要とする方のニーズなどに留意し、誰もが健康を維持することができる環境であるよう努めることとしております。

二つ目として、感染症対策についてです。感染症対策として、避難者1人あたり3、4平方メートルのスペースを目安に、家族単位で区画を確保し、感染症対策やプライバシー保護の視点からパーティションやダンボールベッド等が設置できるよう、その備蓄に努めているところでございます。また、町内に20か所ある指定避難所のうち優先的に開設する6か所の指定避難所には、換気などに使用する大型扇風機3台を備蓄するとともに、マスク・消毒液・漂白剤やゴム手袋といった衛生用品を用意しております。

三つ目として、熱中症対策についてです。これは他の自治体の指定避難所と比較して大きな特徴ですが、避難所における熱中症対策の強化が指摘される中、本町の指定避難所場所は中央体育館のアリーナを除き、小・中学校の体育館等にも空調設備が備え付けられています。現在、中央体育館のアリーナについても、空調設備の整備に向けて、本年度、実施設計にとりくんでいるところでございます。この空調設備が整備されるまでの間は、被災の規模や発災の時期、被害の種類、避難生活の期間などを総合的に勘案し、既存の施設及び設備を有効に活用しながら避難所を開設・運営してまいりたいと考えております。これらのとりくみに加えまして、民間の事業所のご協力により、一般の避難所では避難生活に支障が想定される高齢者・障害者など、特に配慮を必要とする人が避難する福祉避難所として、あゆみの家、第二慈母園を確保するとともに、緊急時避難所協力施設としてイオン斑鳩店、ジョーシン斑鳩店の屋外駐車場を確保しております。

今後におきましても、必要な設備・機器等の整備を進め、誰もが安心できる避難所づくりに努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中川靖広君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。安心できる避難所運営について、たくさん抱える問題はあると思います。性的マイノリティの問題、また感染症対策、そして熱中症対策、こういった観点、今ご答弁いただきました。特に、この3点目の熱中症対策に関してのところで、中央体育館は現在、エアコンがないというところで、エアコンの整備をしていただける、そういった中でいろいろと施設等を考えて運営してまいるとい

うところでご答弁いただきました。しっかりとその辺を留意していただいて、この暑さでの避難になると、長期生活になると、やはり熱中症の問題であったりたくさん問題が出てくると思います。特に、このエアコンがない中央体育館に関しては一番多くの人数が収容できるというところで、しっかりとこのあたり考えていただいてスポットクーラーをレンタルするなど、そういったところと提携を結ぶなど、そういったようなことも考えていただきたい。空調ができれば特に問題はないんですが、その点はひとつ申し添えさせていただきます、この質問を閉じさせていただきますと思います。

しっかりと今後も引き続き、行っていただきたい、そのように思いまして私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、4番、小城議員の一般質問は終わりました。

次に、1番、溝部議員の一般質問をお受けします。

1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、ひとつ目の質問として、スクールサポーター制度の導入についてです。この制度は、教員・業務支援員ということで、教員が業務に集中できるようプリントの印刷や電話対応などをサポートするという役割をいただく方で、奈良県下39市町村のうち導入率は約40%で、斑鳩町ではまだ導入されてないとお伺いをしています。

全国的な教員のなり手不足解消に向けて、中央教育審議会も8月28日に教員の働き方改革の推進策に関する緊急提言をまとめ、その中には、「授業時間や学校の行事を見直すとともに、教員の業務をサポートする支援員を全小・中学校に配置するように求め、文科省は実現に向け、学校や教育委員会に働きかけ、体制の整備を進めていく」とありました。教員のなり手不足の解消のひとつの解決策として、今後、斑鳩町でのサポーター制度の導入についてお伺いをいたします。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） スクールサポーター制度の導入についてのご質問でございます。質問者がおっしゃいましたように、教員不足については全国的な問題となっており、昨年、令和4年1月に発表された文部科学省の調査では、令和3年度の年度当初で全国で2,558人の教員が不足しているという結果となっております。その主な要因といたしましては、教師のなり手の減少、特別支援学級数の増加、病休者数の増加、産休、育休取得者数の増加などがあげられております。

本町では、本年6月議会でも答弁をさせていただきましたが、全国的に安定的な教員の人材不足が難しい状況となっている中ではございますが、特別支援学級に在籍する児童・生徒の個別の状況に対応した学びを推進するため、町費の講師を加配するなど引き続き、生徒の学びと成長を支援できるよう、必要な人員配置を行ってまいりたいと考えております。なお、今後、市町村が教員の事務的補助に係るスクールサポーター制度を導入する際、その経費について国及び県から財政補助がされる制度が設計される場合には、その制度内容を十分に調査・確認をいたしまして、現在の小・中学校の人員配置の実情を勘案いたしながら、新たなスクールサポーターの導入について検討を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） ありがとうございます。先ほど、ご説明いただいた中で、全国でそもそも2,588名の教員が不足しているという現状で、さらにけがや病気、産休など、さまざまな要因で、年度途中ででもさらに人手が足りなくなるという状況は、斑鳩町でも例外ではないのかと思います。このスクールサポーター制度を導入したからといって、すぐに人手不足の根本的な解決がされるわけではないと思うんですけれども、導入されている市町村の生の声を少しお伺いしましたところ、そちらでは週2、3回勤務いただいているらしくて、この業務支援員の方がいらっしゃることで、子どもと向き合う時間が増えたとか、教師が行わなければいけない他の業務に時間を使えるなど、本当に助かってありがたい制度であるというお話を聞かせていただきました。一方、導入していないところでは、どこまで仕事を頼んでよいのかわからないや、最初指導するのに時間が取られて仕事が増えるのではという心配の声も聞いてます。しかし、長い目で見ると良い制度ではないのかと考えています。サポーター制度を導入するにあたって、国や県からの財政補助はすでにあると思うんですけれども、市町村への財政補助が拡充すると斑鳩町の負担が減るので、さらに導入しやすい状況になろうかとは思いますが。山下真知事も6月議会にて、県からの市町村に対する支援の拡充を検討するという発言がありましたので、制度設計を早期に進めていただけるよう同じ議員としても訴えてまいりますので、斑鳩町での検討も引き続き、よろしく願いいたします。

それでは、二つ目の質問に移ります。学校体育館開放事業におけるエアコンの利用についてでございます。順にお伺いしたいと思います。

まずひとつ目として、学校体育館にエアコンを設置された経緯についてお伺いをいたします。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 町立学校の体育館へのエアコンの設置の経緯に関するご質問でございます。町立学校の体育館の空調設備の整備につきましては、記録的な猛暑が続く中、暑さにより授業に支障が出ることをないよう児童生徒の学びを保障するため、さらに災害時の避難所としての使用もごございますことから、避難者が熱中症等にならないよう、環境整備のため各教室の空調設備の設置に併せまして整備をしたものでございます。以上でございます。

○議長（中川靖広君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） エアコンの設置の経緯は、猛暑の中でも学校の教育現場において学びの保障、そして災害時の避難時に利用するためという説明であったかと思えます。しかし、その後、学校体育館開放事業で利用される方々にもエアコンを利用していただけようになったと思うんですけれども、二つ目の質問として、その経緯やエアコンの利用方法など、現在の状況をお伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 本町におきましては、学校体育施設の開放事業といたしまして、スポーツ基本法の趣旨に沿って社会体育の普及のため、町立学校の体育施設について、学校教育に支障のない範囲におきまして登録スポーツクラブ等、住民の方に開放しご使用いただいております。また、夏場のスポーツ活動にあたりましては、日本スポーツ協会が示した熱中症予防運動指針等の熱中症対策に関するチラシを配布するなど、各クラブにおいて部員の方の体調管理をしていただくよう注意喚起等も行ってきたところでございます。そうした中、質問者もおっしゃっていただきましたように、学校体育館を使用されている多くのスポーツ団体から学校体育館に整備をさせていただいたエアコンを使用させてほしいというご要望がございまして、種々検討いたしまして「大会が近いので練習をしたい」あるいは「大会での利用であり、中止ができない」といったこと等も考慮いたしまして、令和3年度から、WBGT、いわゆる暑さ指数が28度を超える場合に限り、空調設備を使用いただくこととしたところでございます。

また、利用にあたりましては、使用団体において暑さ指数を確認をいただき、申請と使用料の前払いをしていただきまして、中央体育館でエアコン制御盤の鍵の貸出しを受けていただく形で、現在、ご利用いただいております。

また、エアコンの利用状況についてでございますが、コロナ禍での状況でございますが、運用初年度の令和3年度は6件、翌年、令和4年度は40件、また今年度、令和5

年度は8月31日までに58件の利用となっているところでございます。

○議長（中川靖広君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） 一定のルールをご理解いただいた上で、学校体育施設開放事業で使用される方々にも使っていただいているということで、暑い中でも活動ができ喜ばれているのではないかと思います。

続きまして、三つ目の質問ですけれども、公共施設の利用料には利用者の負担と公費の負担があり、現在、エネルギー高騰が続く中でも、利用者の負担を増やさないようにはしていただいていると思うんですけれども、この学校体育施設開放事業におけるエアコンの利用料の設定根拠と、来年ですが、今後ですかね、中央体育館にも空調設備を設置予定ですけれども、その際の生涯スポーツの推進に向けた利用しやすい体育施設のあり方について、お伺いをいたします。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 初めに、町立学校のエアコンの使用料の設定の根拠でございます。町立学校のエアコンを使用されますと、学校の電気料金また機器の維持管理費用に影響してまいります。このことから、空調設備整備の後に斑鳩町立学校使用条例を改正をいたしまして、エアコンを使用した場合について、必要となる消費電力等から算出をいたしました、運転に必要な電気代及びガス代の相当額として、体育館は1時間2千円、また、教室は1室につき1時間100円の使用料を定めさせていただきました。先ほど答弁をさせていただきましたが、学校体育施設の開放事業におきましても、受益者負担の原則から必要となる条例整備を行いまして、スポーツ以外で使用される場合と同額の1時間2千円の使用料をご負担いただくこととしたところでございます。

次に、生涯スポーツの推進に向けた利用しやすい体育施設のあり方に関するご質問でございます。現在、すこやか斑鳩・スポーツセンター、中央体育館の空調設備の整備を計画的に進めているところであり、学校体育施設の開放事業も含めまして、生涯スポーツの推進に向け体育施設の充実や適正な維持管理はもとより、より利用しやすい環境整備につきましても、引き続き、努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（中川靖広君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） ありがとうございます。エアコンの設置の経緯や利用方法等、いろいろお伺いしたのは、これまで様々な要望の中で、今の利用の形や料金体系に落ちているということを再度確認したかったわけなのですけれども、来年に向けて中央体育館にエアコンが設置されますと、今後はそちらでのエアコンの利用料との整合性も

必要になってくるのではないかと考えております。利用しやすい環境整備のひとつとして、住民さんからも、エアコンの利用料を見直してほしいというお声が斑鳩町にも届いているのではないかと考えております。今後の社会情勢の見通しもあろうかとは思いますが、そちらを含めた利用しやすい環境整備ということを来年に向けて検討いただきますように、こちら要望させていただきます。

それでは、最後の質問です。斑鳩町でのキャッシュレス決済についてお伺いします。近年、キャッシュレス決済の普及が進んでいます。キャッシュレス決済とは、現金以外で支払う決済手段のことですが、クレジットカード、デビットカード、交通系や流通系の電子マネー、バーコードやQRコードを介したコード決済など様々な種類があり、私たちにとって身近な存在になりつつあります。しかし、諸外国に比べて日本は遅れを取っております。日本でのキャッシュレス決済支払い比率は約36%まで上昇しているものの、アメリカでは50%、イギリスでは約60%、中国約80%、韓国は約95%となっているようです。今後、政府はキャッシュレス決済を世界最高レベルの85%にすることを目標としていることから、政府によるさらなる推進やコロナ感染症拡大の影響を受け、日本でもさらにキャッシュレス決済が進むと予想されます。

まずひとつ目として、斑鳩町のキャッシュレス決済は現在、どのような状況になっていらっしゃいますでしょうか。

○議長（中川靖広君） 安藤会計管理者。

○会計管理者（安藤晴康君） 現在の本町のキャッシュレス決済の状況でございますが、まず、平成24年4月から町県民税、固定資産税、国民健康保険税などの町税の納付でインターネットバンキング、モバイルバンキングの利用により、パソコンやスマートフォンで支払うことができるペイジーを導入しております。また、令和3年4月からは、町県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税の納付で、スマートフォン決済アプリで納付書に印字されたバーコードを読み取り電子マネーで納付する、いわゆるスマホ収納を導入しております。また、本年4月からは、町県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税の納付で、納付書に印字された地方税統一QRコードをスマートフォン決済アプリなどで読み取ることにより、地方税共同機構が指定するクレジットカードやPayPayなどのスマートフォン決済アプリなどで納付することができるようになっております。このように各種の町税におきまして、キャッシュレス決済のとりくみを進めているところでございます。以上です。

○議長（中川靖広君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） 斑鳩町でもキャッシュレス決済を進めていただいておりますが、住民サービスとして利用者の方の利便性を上げていただいているということですが、今後、さらに役場庁舎や町内公共施設の使用料の支払いなど、普及を進めていただきたいと思っております。住民さんの中には、公共施設などの使用料の支払いにわざわざ小銭をためているという方や、仕方なく大きなお金で支払いをしてしまい、窓口で困惑されて申し訳ないなという気持ちになったという方のお声もお伺いしておることから、二つ目の質問として、今後のキャッシュレス決済の導入の計画についてお伺いをいたします。

○議長（中川靖広君） 安藤会計管理者。

○会計管理者（安藤晴康君） 役場庁舎や町内公共施設の使用料などの支払いにおけるキャッシュレス決済の導入についてでございますが、近年、その普及に伴いまして住民サービスの充実と利便性の向上を目的に、昨年度策定いたしました斑鳩町行政改革アクションプランのとりくみに、窓口現金収納のキャッシュレス決済の導入を掲げております。そうした中、去る8月に庁内の関係課による第1回目の検討会議を開催いたしました。このキャッシュレス決済には、QRコードをスマートフォンで読み取るなどのQRコード決済、代表的なものとしてはPayPayやLINE Payがございますが、またそのほかにクレジットカードや電子マネーなど様々な種類の決済手段がございます。決済手段によりましては導入にかかる諸経費や手数料などが異なりますことから、現在、関係課と協議を行う中で、キャッシュレス決済の対象とする事務事業、決済の手段、決済に係る諸経費また収納事務への影響などについて調査研究をしているところです。こうした諸課題の調査結果等を踏まえまして、導入について検討をしております。

○議長（中川靖広君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） ありがとうございます。国も進めるこのキャッシュレス決済、人手不足解消、現金決済のインフラコストも軽減、リスクの軽減、インバウンド消費の拡大が主な理由になりますが、利用者のメリットとしては、小銭が用意できないとき現金でのやり取りをしなくてよいことで、急いでいるときにもスムーズに支払いを完了することができるなど、あると思います。諸課題はあろうかと思いますが、斑鳩町でもしっかりと進めていただきますようお願いをいたしまして、一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、1番、溝部議員の一般質問は終わりました。

10時15分まで休憩します。

（ 午前 9時53分 休憩 ）

(午前10時15分 再開)

○議長（中川靖広君） 再開します。

次に、12番、木澤議員の一般質問をお受けします。

12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） それでは、通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきますと思います。

まず1点目は、マイナンバーカードに関するトラブルについてということですが、先の通常国会でいわゆるマイナンバー法案が提出されました。その国会審議の最中にマイナンバーカードの取得を事実上強制し、地方自治体や関係団体を巻き込んでカード普及を急がせるという今の政府の下で、保険証廃止とマイナ保険証への一本化によって無保険が大量に発生するという事実や、マイナ保険証への他人情報のひもづけや介護支援を必要とする高齢者や障害を持つ方が、マイナンバーカードの取得や利用から事実上排除されてしまうという問題などが浮き彫りとなり大きな問題となっています。法案は結局、強行され成立しました。しかし、その後もマイナンバーカードをめぐる様々なトラブルが各地で起こっており、世論調査では7割を超える国民が、保険証の廃止撤回、延期を求め、ほぼ全ての新聞が社説でマイナンバーカードの運用停止をと主張しているという状況です。私はこのような状況の中で、来年秋頃に予定している保険証の廃止やマイナンバーカードの運用そのものを見直していくべきではないかというふうに考えています。

システムそのもののことについては国会で決めることなのでここでは議論しませんが、今回、さまざまなトラブルが起きているマイナンバーカードに関することについて、斑鳩町内での影響や町民の皆さんへの対応等について確認をさせていただきたいと思い、質問にあげさせていただきました。

今、マイナンバーカードに関するトラブルというのは本当にたくさんあり過ぎて、私も全てを把握できていませんが、主なものとして7つの項目に整理をしますと、ひとつ目に、自治体のコンビニ交付サービスにおける住民票や戸籍証明書等の誤交付、二つ目に、マイナ保険証に別人の情報をひもづけた誤登録、三つ目に、公金の受取口座を他人のマイナンバーカードにひもづけた誤登録、四つ目に、マイナポータルで別人の年金記録が閲覧可能になっているというケース、五つ目に、マイナンバーカードと障害者手帳情報とのひもづけミス、六つ目に、マイナポイントの別人への付与、七つ目に、マイナンバーカードの別人への交付などがあげられます。また、医療機関で読み取りができないと言われ、紙の保険証を取りに帰ったという話もお聞きします。これはカードの問題

なのか読み取り側の機械の問題なのか、それはちょっとどちらかわかりませんが、利用者にとっては大きなトラブルです。さて、今このようにあげただけでも本当に様々なトラブルが起こっていることがわかりますが、実際に町内でこうした問題、トラブルが起こっていないのか、まずその点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 斑鳩町におきましては、議員がご心配されますようなマイナンバーカードに関するトラブル事案でありますコンビニ交付における証明書等の誤交付や、国民健康保険証との一体化に伴う誤登録、公金受取口座の誤登録などの事案は確認されていないところでございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 斑鳩町内ではそういうふうなトラブルは発生していないということで少し安心しましたが、今後またいつ起こるかもわからないということもありますし、町のほうとしてもやはりそのような心構えを持っていただいて、起こったときにどのように対応するのかということで、そこも想定をしておいてほしいなというふうに思うんですが、今後、2点目のほうですが、登録情報が間違っていた場合とか、あと住民の皆さんからは相談が来るのは町の窓口になると思いますので、そのような対応について町はどのように考えているのかお尋ねをいたします。

○議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） マイナンバーカードに関する登録情報の間違いや住民の方からのご相談などがあつた場合につきましては、内容等を十分確認の上、その事案に応じて適切な対応を行うこととしております。国民健康保険の資格情報につきましては、住民基本台帳や住民税情報のシステムと自動連携していることから、基本的には誤登録はございませんが、議員がご心配されているご相談があつた場合は、各担当課とも連携して必要な確認等を行うこととしております。以上です。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） やはり住民の皆さんから相談があつたときには、丁寧に対応していただきたいのと、あと、ほかの大きな市などで聞きますと、窓口をたらい回しされるというようなこともお聞きしますので、そのところも適切に対応していただきたいというふうに思いますので、お願いをしておきます。

これまで私は何度も言ってきましたけども、このマイナンバーシステム、マイナンバーカードについては、情報漏えいとか、今、取り上げました様々なトラブルでシステム

自体に問題があるにもかかわらず、国のほうが進めようとしていると、この姿勢に大きな問題があるというふうに考えます。

町としては適切に対応していただきたいと思うんですが、やはり国に対して、今、性急に進めようとしていることについては声をあげていていただきたいなというふうに思うんです。町として町民の不利益になるというふうに判断したときには、必要な対応をしていただきたいというふうに思いますが、これ町長、いかがでしょうか。

○議長（中川靖広君） 中西町長。

○町長（中西和夫君） 今、質問者がおっしゃるように、この問題につきましてはいろいろな問題があると思います。今、町のほうにおきましては今そういうような誤登録等の事案は発生しておりませんので、これからやはり職員のほうでいろいろ確認等も行いながら、この辺のとりくみを進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 国に対する声をあげてほしいところについては答弁いただけなかったですが、やはりこのトラブルを抱えたまま強行に進めていくということは住民にとってもやはりよくないというふうに思いますので、それは適宜、機会を見つけて国に対して声をあげていただきますように強く要望しておきます。

そしたら、次の質問に移らせていただきます。2点目ですが、小児科の誘致についてです。これは8月4日に開催されました子ども模擬議会でも一日議員の方が質問をされていましたが、昨年、町内唯一の小児科医である植田先生がお亡くなりになり、医院も閉鎖をされました。植田先生には、これまで医院での診療だけでなく学校での健診等にもご協力いただき、斑鳩町の子どもたちの健康を守るためご尽力いただいたことに感謝を申しあげるとともに、この場を借りまして心からのお悔やみを申しあげます。

さて、そうしたことから、現在、町内には小児科がないという状況です。そもそも以前から、小児科を増やしてほしいという声が多く保護者からあり、議会でも質問で取り上げられたこともあると思うのですが、こうした今、町内に小児科がゼロになってしまったということに対して、町はどう捉えて、今後どのようにしていこうとしているのか、この点についてお聞かせいただきたいと思うんです。先日の子ども模擬議会では、町の対応として、現在、医師会と相談をしているというふうに答弁されていたというふうに思うんですが、ちょっとそれだけでは町として何をどう考えて、どうしようとしているのかというところまでがわかりませんので、その点についてお尋ねをしていきたい

というふうに思いますが、まず1点目については、斑鳩町を取り巻く小児科医院の配置状況について教えていただけますでしょうか。

○議長（中川靖広君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） 子どもを心身ともに健康に育てるためには小児科医の存在は重要になってまいります。全国的に小児科医が不足している状況であり、奈良県でも全国と比較しますと、さらに少ない現状にございます。現在、生駒郡4町と王寺町、河合町、上牧町の広域7町では内科・小児科を標榜している医療機関が15か所あり、そのうち小児科専門の医療機関は3か所となっております。また、奈良県西和医療センターが、二次医療機関として救急医療に対応しているところです。以上です。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 数だけ見ると、近隣にはあるのかなというふうに思いますが、ただ、やはりそこまで行くのに、車があれば行けるとは思うんですけども、近年、特にひとり親家庭などですと貧困率も上がっているというのと、若い世代の人というのは車を持たないという人もいますので、そうするとやはり自転車で連れていくというようなことになろうかと思うんです。そういう状況ですので、やはり町内に小児科があったほうがいいんですけど、町として積極的に誘致をしてほしいなというふうに思うんです。それに対して町の見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） 町内に小児科医がいないことにつきましては、町だけでなく町医師会の先生方も課題であることは認識されているところです。そのため、小児科の診察が必要となる乳幼児健診等の事業のあり方につきましては、町医師会や地区医師会にご相談させていただき、令和6年度から西和医療センターの小児科医に依頼させていただけるよう準備を進めているところです。現在、広域7町では小児科を標榜する15の医療機関があり、近医での受診が可能であることから、今のところ小児科医院の誘致については町単独では考えておりません。また、二次医療機関であります西和医療センターにつきましては、老朽化により移転整備が進められておりますが、山下知事の就任後、見直しが行われ移転候補地の再検討が行われることとなりました。そこで、適地検討にあたり県より情報提供の依頼がありましたので、本町といたしましてはJR法隆寺駅南側を情報提供させていただいたところです。今後も住民の皆様が地域で安心して子育てできる環境の充実を図ってまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 確かに西和医療センターについては県がどこにするのかというのを、いろいろ候補地を選定して決めるということになるかと思いますが、その動向は当然注視をしなければいけないですし、そもそも場所をどこにするのかというのがいつ決まるかというのも、やはり町としては情報としてきちっとつかんでおく必要もあるかなというふうに思うんです。一番、斑鳩町の住民にとって望ましいのは斑鳩町が情報提供している場所に来てもらえれば一番いいんですけど、それがどうなるかわからないというのと、もしそこに来るといふふうに決まったとしても、病院が開設されるのが8年後ということなので、その間はやはり小児科はないんですよ。そうした場合に、先ほども申しあげましたように、なかなかやはり車がないとその近隣の小児科のところまで行くのが大変やと。私も郡山のほうの小児科医を利用させてもらっていますが、やはり自転車で連れていくとなると遠いんですよ。

そうなった場合に、西和医療センターがあそこに来るとなっても8年間はまだなので、その間の何かやはり支援というのも考えてほしいなと思いますし、もう来ないよというふうになった段階での判断でいいと思うんですけど、やはり誘致をしていくということを町としても考えてほしいなと思うんです。お医者さんを誘致するというのは町が勝手にできるのかどうかわかりませんが、そこは地域の医師会の皆さんにも相談をしながら方策を探っていただきたいし、まずその西和医療センターの選定地の結果を踏まえた上で、町がきちっとそういう姿勢を持って充実をしていくとりくみをしていただきたいなと思うんですが、これ、副町長、結果を見ての判断になりますけど、今は誘致をしないと、考えていないという答弁でしたけど、今後について、これ私の質問に対しては町としてどう考えられるでしょうかね。

○議長（中川靖広君） 加藤副町長。

○副町長（加藤恵三君） 今、北次長のほうから答弁させていただいた、誘致を考えていないというのは、あくまでも町単独ではということで答弁のほうさせていただいております。小児科医、こういった関係については町のエリアだけで完結するものではなくて、やはり診療圏というのがありますので、1キロとか2キロとかの範囲の中でどうかというのが影響、開業される場合はそういったデータ等、取られているようですので、町単独でというのはなかなか難しいのかなというふうに考えております。

広域7町の中では三つ専門の小児科があるということですので、やはりそういった既存の先生方との関係性もあるようですので、なかなか町単独で先行してというのは非常に難しいとは思いますが、先ほどの答弁でも申しあげております西和医療はあく

までも二次医療機関ですので、そこは開業医の方とはちょっと違うところがございますので、そういったところについては町の医師会であったり地区医師会であったりとか、今、お声をいただいている子どもさんの、そういった身近な病院というのが不安の声があがっているのは十分にお伝えをしていただいて、そういった関係者の中でそういった情報が広まっていけば、斑鳩町に開業して、何ていうんですかね、そこの経営が成り立つというような判断をされれば、こちらのほうにも来ていただけたらと思いますので、そういった情報を十分に医師会とかに伝えていくというのが今のところ、町としてはできるということと、あとまた、関係市町村ともそういった情報で、近隣のところでもそういったお声があるならば、一緒に共同で地区医師会なりにもご相談させていただきたいなというふうに思いますので、ご理解をお願いします。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） やはり営業圏内云々等のそういうお医者さんの中でのあれもあるでしょうから、そういう意味でいうと、町だけでその誘致をしていくというのではなくて、もっと違う方法で充実をしていきたいという思いを持っているというのはわかりましたので、その点についてはやはり町民の皆さんの願いに応えられるような形で町が動いて行ってほしいなと思いますので、その点についてはお願いをしておきます。

そうしましたら次、3点目の質問に移ります。3点目は学校給食の公会計化ということですが、まず、学校給食費の公会計化というのは、学校給食費を地方公共団体の会計に組み入れる公会計制度を採用することを指しています。

文部科学省では、教員の業務負担の軽減等に向け、学校給食費の公会計化を促進するとともに、保護者からの学校給食費の徴収管理業務を地方公共団体が自らの業務として行うことを促進しています。そして、文部科学省では学校給食費徴収管理に関するガイドラインを策定して、2019年の7月に公表をしています。全国の地方公共団体に対し、このガイドラインを適宜活用して公会計化を推進するよう通知も出しています。

特に近年、教員のなり手がいないというのは先ほどの議論の中でもありましたが、斑鳩町でも教員の確保に非常に苦勞をこの間されてきています。そうしたところで、今回のこの給食費の公会計化によって、教員の皆さんの負担が減るとか、子どもたちや先生、また町にとってもプラスになるというのであれば、積極的に推進をしていってはどうかというふうに考えて、今回、質問にあげさせていただきました。

ではまず、現在の斑鳩町内の学校給食の会計がどうなっているのかについてお尋ねをいたします。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 本町の学校給食の会計につきましては、食材費の支出また学校給食費の徴収事務を学校会計の中で管理いたします私（わたくし）会計、いわゆる私（し）会計方式と、市町村の会計に組み入れ公金として管理を行う公会計方式に大別される中、本町の学校給食会計におきましては私会計方式を採用しております。

学校ごとに学校栄養職員や学校事務職員が中心となりまして、給食費の徴収、管理、給食食材の購入などの事務を行っております。また、これらの業務に関連して保護者からの給食費の滞納が発生した場合におきましては、その状況に応じて学級担任等から督促の連絡などを行っているところでございます。なお、給食会計の決算につきましては、例年、各学校においてPTA役員による帳簿確認等の監査を実施した上で、給食運営委員会において決算報告を行うことにより、会計管理の適正化を図っているところでございます。以上でございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） うちも子どもがまだ小学生も中学生も、高校生もいるんですけど、たまに、口座にお金が入ってないですよというプリントを学校から持って帰ったりするんですけども、そうしたことも先生がされているんだなというふうに思うんですけど。この公会計化をすることで、先ほども申しあげましたけど教員の負担の軽減とか、そういったことにつながるのであればということですが、そのメリット・デメリットについて、教えていただきたいというふうに思います。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 公会計化することへのメリット・デメリットについてのご質問でございます。初めに、メリットといたしまして、給食費の徴収管理業務を町が行うことにより、質問者もおっしゃっていただいております教職員の業務負担が軽減されることや、学校ごとに行ってきた徴収管理業務を町が一括で行うことにより業務の効率化が図られるものと考えております。一方、公会計への移行に係る課題といたしましては、徴収管理業務を町が一括で行うための人員、また、組織体制の確保のほか、電算システム構築費用や運営保守に係る予算措置が必要となるほか、現在、学校で行っている保護者とのきめ細やかな徴収管理を行うことが難しくなることが考えられるというところがございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 一定デメリットというか困難、問題点なんかもあるのかなとい

うことですが、3番のほうにいきますけど、町として、これ町の特別会計として公会計化をするということについては、町はどのように考えますでしょうか。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 文部科学省のほうが実施をいたしました、学校給食費に係る公会計化等の推進状況調査の令和4年5月1日現在の結果では、すでに公会計化を実施している自治体は全国で約35%、奈良県内でも約33%にとどまっているところでございます。また政府におきましては、次元の異なる少子化対策の一環といたしまして、学校給食費の無償化の実現に向けて検討をしている段階にあり、無償化が実現することになれば、給食費の徴収、管理業務を行う必要がなくなり、公会計化を進める必要もなくなってまいります。このような中、先ほどのご答弁でも申しあげましたように、人員、組織体制の確保や予算措置などの課題もございますことから、町といたしましては、国の少子化対策の動向を注視しつつ、先進地の事例を調査研究してまいりたいと、そのように考えております。以上でございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） わかりました。私、国のほうが給食の無償化を進めていこうとしていることについては十分承知をしていますけど、それに向けて公会計化が必要だし進めたほうがいいのかなど思っていたけど、そもそもその会計自体を持つことが必要なくなるということであれば、それは国の動向をきちっと見て、給食費無償化していただければ全て解決をするということなので、それはその方向に今進もうとしていますので動向をきちっと見定めていきたいなというふうに思います。今回、このテーマにつきましては1回やはり議論をさせていただきたいなと思っていましたので、一定の確認をさせていただきましたので、以上で終わっておきます。

そうしましたら、次、4点目の質問に移らせていただきます。4点目は福祉医療制度の所得制限撤廃についてということですが、そもそもまず福祉医療制度というのは、国民健康保険や社会保険で診療を受けたときに、自己負担しなければならない費用を公費で負担するという制度で、斑鳩町で実施している制度として、老人医療、子ども医療、心身障害者医療、重度心身障害者医療、ひとり親家庭医療、精神障害者医療の六つの制度があります。この中で、老人医療については、そもそも町民税の所得割が非課税の方を対象にしているものなのでちょっと置いときますが、残り五つのうち子ども医療費については所得制限が撤廃されていますが、残り心身と重度心身、精神、ひとり親のそれぞれについては、いずれも所得制限が設けられています。子ども医療費に対して所得制

限が撤廃されているということは、障害をお持ちの方やひとり親家庭でも18歳までの子どもがいれば所得制限を受けることはないということになるのでしょうか、それ以上の年齢の方が医療制度の適用者であっても所得制限を受けてしまうと。

そこで、なぜこのような線引きになっているのか。先ほど、申しあげました四つの医療制度については所得制限を設けている理由について、まずお尋ねをしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 福祉医療費助成事業は奈良県の補助金を受けて実施している助成事業でございます。県では福祉医療の本旨に鑑み、所得水準の高い方も含め一様に助成対象にするのではなく、真に必要な方を対象として、将来にわたり安定的に支援をしていくことが重要との観点から、所得制限を設けておられます。そういったことから、本町といたしましても、奈良県と同基準の制限を設けているところでございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 悪いことではないんですけど、そうしますと、子ども医療費の所得制限を撤廃している理由は、県はどういうふうに言ってるんですか、わかりますか。

○議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 子ども医療費助成に関しましては、全国的な少子化という社会情勢において、子育てしやすいまちづくりを目指す中で進められてきたもので、そういったことから撤廃されているというふうに考えております。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 子育てしやすいという、少子化というのもあるので、ということが理由なのかなというふうに思いますが。私は、やはりいろいろお困りの方の制度だというふうに思いますので、等しく利用いただけるような制度にしていくべきじゃないのかなとはいうふうには思っておりまして質問させてもらってるわけですけども、2点目の質問ですけども、これ今、所得制限が設けられているこの4つの制度、それぞれ所得制限を撤廃しようと思うと、追加で助成額が必要になると思うんですが、それがいくらぐらいになるのか、見込みで構いませんので教えていただけますか。

○議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 所得制限を撤廃とした場合の経費負担増についてのご質問でございます。本町では福祉医療助成対象者が医療のために支払った自己負担額を全額助成することとしているため、その助成額の増額分が負担増ということとなります。現在、障害者手帳をはじめ各種の手帳を持たれている方が約1,100人おられま

す。そのうち約700人がこの医療費助成を受けておられますが、医療費助成の申請をされていない人もいらっしゃる中で、質問者が申されているように所得制限を撤廃することによる費用負担増についての算定は非常に難しい状況でございます。しかし、仮に医療費助成を受けておられない人が全て所得制限が理由であると仮定したならば、その方が新たに医療費助成を受けられたとしますと、令和4年度の決算額で申しあげますと、全体の支出額7,200万円、そのうち町の負担が4,540万円でございます。そこに町負担額で約2,724万円が増加するという試算になります。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 一応そういう試算の仕方もあるとは思いますが、制度を利用していない人が全員、所得制限にあたる人というのはちょっと実態とはかけ離れるかなと思いますので、一定、2,500万円くらいという試算ですが、私はもっと少なくて済むのかなというふうにも考えています。これは実際やってみないとわからないことではあるんでしょうけど、ちょっとまた今後も調査をしていっていただきたいなと思います。実際に2,500万円と言われると、なかなかすぐというふうにはならないと思いますけど、私はこの所得制限というのは撤廃していくべきじゃないかなというふうに思っていますが、町として所得制限を撤廃していくということに対する見解をお尋ねいたします。

○議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 福祉医療助成制度につきましては、先ほども申されたように、子ども医療費助成に関しましては所得制限が撤廃されております。その他の医療費助成は所得制限を設けているところでございます。また、その他の施策に係る給付につきましても所得制限が設けられているものがある中で、福祉医療費助成に係ります所得制限を撤廃することにつきましては、それらとの整合性、また優先度などを慎重に検討していく必要があるのではないかと考えております。そうした中で、これまでも本町といたしましては、奈良県の補助基準では、障害等級1級及び2級までとしているところを3級までとして助成対象の拡大を図り、さらには医療を受けられて一番負担の大きいといえます窓口での一部負担金につきましても、保険診療については全額助成するなど、町独自の事業の充実にも努めてまいったところでございます。

引き続き、障害のある人、またひとり親家庭など、安心して医療を受けていただけるように、さまざま検討を重ねてまいりたいと思っております。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） いろいろな制度との整合性というのは当然出てくるでしょうけど、手をつけていく優先度についてもまた検討・研究をしていただきたいなというふうに思います。県内の他の市町村の状況を見ますと、お隣の三郷町さんなんかだと、ひとり親家庭に対しては所得制限なしにしてはったりするんですね。斑鳩町は一部負担金をなしにするということで、そのとりくみについては先進的ではあるし、どっちを取るのかといったら、やはり自己負担金をなくしていくほうが町民さんにとってはいいのかなというふうに思いますが、さらに制度充実していくということで今後やはり検討していただきたいというふうに思いますので、今回はこれで置いておきますので、また調査研究のほうをよろしく願います。

それでは次、5番目の質問に移らせていただきます。5点目ですね、自転車の利用促進についてということですが、これも先日の子ども模擬議会でも、自転車道路をつくってほしいという声が、質問をされていました。これはもう前回、今回の子ども模擬議会に限らず、以前にも出ていたと思いますし、町民の皆さんからも声としてはよくいただく声です。ただ、新たに町内に自転車道路を全部張り巡らせていくということで捉えてしまうと、ちょっとそのスペースの確保ですとか予算的なもので見ると、なかなか足を踏み出しにくいなという部分もあるのは事実だというふうに思うんです。

私は、いきなりそうしたところのとりくみではなくて、町民の皆さんの生活の中でやはり自転車に乗って移動していただくと、移動手段として自転車の利用を促進していくという、こういう角度から進めていっていただきたいなというふうに思っています、今回質問にあげさせていただいたんです。自転車の利用が促進されると、ここにも書いていますが、気候危機の打開ですとか、健康増進、ゆくゆくは観光振興なんかにも大きく影響してくるのかなというふうに思います。そうしたことから、斑鳩町も脱炭素社会の構築に向けてCO2削減の計画をつくってそのとりくみを推進していきたく思いますし、町民の皆さんの健康増進が進めば、広がればですね、例えば国保の給付なんかも減ってくるというようなところにもつながってきますし、自転車の利用を促進していただく、車で移動しているのを町内であれば自転車に変えていただくということで、これは町の職員の皆さんもそういうふうにされているかというふうに思うんですけど、そうしたところのとりくみを町として進めていっていただきたいなと思うんです。

まず、自転車の利用促進について、町の見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 自転車の利用促進についてのご質問でございます。電動

アシスト自転車の普及により、日常生活におきましても手軽な移動手段として自転車の利用場面も多い中、昨今の健康意識の高まりから、サイクリングや自転車での散歩を意味するポタリングがはやり、サイクリングイベントも各地で開催されるなど、自転車の利用者は今後ますます増えるものと考えております。奈良県では、奈良県自転車活用推進計画を令和2年に策定され、自転車の活用を進める上で、必要なとりくみを観光振興、まちづくり、安全・安心の観点で位置づけられ、とりくんでおられます。斑鳩町といたしましても同様に自転車の利用促進を図ってまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） わかりました。県も計画を持ってるし、町もその姿勢を持っているということで確認をさせていただきます。

2点目の質問に移るんですけども、そうした場合に、町民の皆さんに自転車で移動していただくのに、今、自転車専用道路というのを県がつくったものがちょこっとあるぐらいで、なかなか町がつくったものとかいうのはないと思うんですけど、例えば、自歩道が幹線道路なんかには設置されているんですけど、そこを自転車が走っていいという認識を持っておられる方というのは少ないと思うんです。ですので、まずやはり車道じゃなくて自歩道、ここは歩行者も通るけど自転車も通っていいんですよというのを認知していただいて、自転車が通るところがあるんやという、その認識を広げていただくというのも大事ななと思ひまして、私が思ひましたのは、そういうところをロードマップにして町民の皆さんに認知を広げていただくというとりくみはどうかかなというふうに思ひますけども、町としてはいかがでしょうか。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 自転車のロードマップ等の作成についてのご質問でございます。観光面では、周遊観光を目的に奈良県で設定された自転車道、京奈和自転車道、奈良エリアなどのサイクリングルートがあり、観光に訪れた方々に利用していただくよう考えております。一方、日常生活におきましては、歩道に自転車が通行できる自転車歩行者道が、町内の幹線道路である県道大和高田斑鳩線や、いかるがパークウェイなどに設定されております。この自転車歩行者道の認知が低いと思われますので、まずは自転車歩行者道の位置や区間を住民の方々に周知する方策を検討し、安全な自転車の利用促進を図りたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今、ロードマップを作成することについては、触れての答弁は

なかったですが、これも含めて検討いただきたいというふうに思います。

3点目のほうにも移りますが、私は、ロードマップをつくる中でここは未整備やなどかいうことの洗い出しができていくのかなというふうに思いましたので、こういう順番でというんですかね、質問させていただいていますけれども、今ある道路の活用、町民の皆さんに認知していただけるようなとりくみと、あと、今ある自歩道の形態については歩行者用に整備をされていると思うんです。ですので、そこを自転車が走るとどうなるかという、例えば、車道との段差があったりとか、車の進入を防止するためのポールが立っていたりとか、あと、その路面についても、パークウェイを例に出しますと、上が剥げてきて何かじゃりじゃりしてて自転車で走ったら滑るとか、そういうところもあると思いますので、私が思っているのは、例えば、その自歩道の中でも、こちら側は自転車優先ですよということちょっと印をつけるなりして、自転車が走りやすくすると。そうしてすみ分けをすることで、歩行者の方も自転車が通りますよというふうに認識していただければ、接触する危険も少なくなるかなと思うので効果があると思うんです。さらに、その自転車等が通る部分については段差を解消するとかということを広げて、広げてというか、町としてできることとして、今ある道路の活用というところから入っていけるんじゃないかなというふうに思っています。そういうこともしながら、例えば、生活の中での移動手段ということで、お買い物に行くときに幹線から外れるとなかなか自転車が通れるところないと。完全に自転車専用道路にするのかどうかは別にして、やはり自転車も通れるような整備をしていくということがどんどん広がっていくんじゃないかなというふうに思いますので、そうした意味でこういう書き方をさせていただいたんですが、今後のとりくみを進める中で、やはり未整備区間の洗い出しとその整備に向けた計画を立てて行ってほしいなというふうに思うんですが、その点についてはいかがでしょうか

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 自転車用道路未整備区間の洗い出しと整備計画の策定についてでございます。先のご質問で答弁いたしました、町内の幹線道路にある自転車歩行者道の周知に併せまして、自転車歩行者道としての幅員の確保や議員がおっしゃいました段差の解消、またご意見をいただきました内容を道路管理者に要望するとともに、まだ自転車歩行者道の設定を受けていない主要な路線または区間を把握し、自転車歩行者道に指定されるよう、警察と協議していきたいと思っております。町内の道路につきましても、なかなか幅員等、もしくは幹線道路につながるような道路の設定等につきま

しては、今後、設定については難しいというふうには考えておりますが、自転車がより安全に通行できるよう、都度、関係機関との調整を進めてまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 昨日の国道25号の歩道の整備ということで質問されていましたが、そのときもやはり自転車も走るよということも想定して、用地の確保なんかも国として進めていっていただきたいですし、町のほうからもやはりそういう声をあげて伝えていただきたいなというふうに思います。生活道路については、もともと斑鳩町は道路が狭いということもありまして、なかなか歩道すら確保できていない状況もありますが、やはり自転車も安全に走れるような工夫というのはいろいろできると思いますし、全国的にもそういうとりくみをされているところもあると思いますので、担当課のほうもちょっと調査をしていただいて、できるところからとりくんでいっていただきたいなというふうに思いますので、そのことを要望しておきます。

以上で、私の質問は終わらせていただきます。

○議長（中川靖広君） 以上で、12番、木澤議員の一般質問は終わりました。

次に、5番、伴議員の一般質問をお受けします。

5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 議長のお許しをいただきました。通告書どおり質問してまいりますので、どうかよろしく願いたします。

まず、私は今回の一般質問で、電柱の地中化についてをテーマにさせていただきました。電柱の地中化については、過去に同僚議員が何回か質問しているということも私も存じております。その中で、なかなか難しい、難しい理由は何となくわかるけど、やはり現実としてなかなか進まないという中で、一度整理させていただきたいという思いが今回の質問でございます。まず、電柱の地中化について、何が自分としてイメージといいますか、防災の部分、やはり災害時、特に神戸の災害のときに、結局、挟まれる、地震によっていろいろなものが上から落ちてきて体が動かなくなったところに、電柱の電線のところからのショート、電気を流すときのショートで火災になり、そして亡くなられた大勢の方がおられるというようなことは報道で聞いております。やはりそのままであれば、火災がなければ助かったと。非常にむごい状態といいますか、生きておられる声がしながら火がまわってきてるといような、そういうような話も聞いて、非常にこの電柱というものの難しさ、結局、地震のときの、また、私が法隆寺駅のほうに歩いていきますと、やはり法隆寺駅付近のところで車と車が2台走っていると、電柱が邪

魔でなかなか歩行しにくい。これもまして、今ちょっと、質問者から道路の質問、自転車ならなおやろうなど。溝に落ちてしまうのと違うかなというぐらいの、そんな場所を町内に感じております。また観光面であれば、正直言うて、やはり世界遺産のある町、その付近にも電柱があると。これはみんなが感じていることだと思うんですが、このあたりで、これはわかっていながらなかなか進められないと。その辺の町のこの電柱の地中化の見解についてお伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 電柱の地中化に対する町の見解についてのご質問でございます。議員のご指摘のとおり、電柱につきましては、台風等の災害時の電柱倒壊による火災や停電などの発生リスクや、安全な通行の阻害、景観への悪影響等が考えられます。そのため、電柱を地中化することは、地域住民の防災性の向上や安全で快適な歩行空間の確保、良好な景観形成や観光振興の観点など、多面的な機能が発揮できる事業であると、町も認識いたしております。

現在の町内の実施状況といたしまして、都市計画道路法隆寺藤ノ木線、県道法隆寺線、法輪寺から法起寺までの間の町道で、電柱の地中化を実施いたしており、また、いかるがパークウェイの三室・紅葉ヶ丘区間でも、国において道路地下に配線のための電線共同溝が整備され、電柱の地中化に向けた準備が進められております。

特に、既存の道路において電柱の地中化を進めていく場合には、電線の埋設工事のほか、隣接する住宅等への電線の引き込みの工事や、変圧設備を地上に設置するための用地確保などに係る整備費用が非常に高額であることが課題となっております。

○議長（中川靖広君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 今までからも同じように、非常にコストがかかるということでなかなか進められないんだと、わかってるけど進められないんだということは今までからも聞いておるんですが。そこでちょっと私は思いますけど、今、回答にありましたように、この法隆寺のところのできてるところ、そして、いかるが溜池の下のところの道とか、ここの藤ノ木古墳の近くの道とかできてる。これは、なぜそのときにできたのか。ちょっとその辺り、教えてほしいんですが、よろしく願います。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 町内で電柱の地中化がされた道路についてのご質問でございます。初めに、電柱の地中化工事の主な手法について説明させていただきます。

電柱には電線のほかにも電話線やインターネットなどの通信に使用する光ファイバー

線等が共架されており、その全てを効率よく地中に配線するために、電線共同溝という複数の入線が可能な管路を埋設することになります。また、隣接する住宅への電気等の引き込みのための地下管路の施工と、電柱上部に取り付けられている変圧器の地上への設置などが必要となります。ご質問の町内で電柱の地中化が実施できた要因としましては、先ほどの答弁で申しあげました路線のうち、都市計画道路法隆寺藤ノ木線の事例で、その要因について説明させていただきますと、本路線においても、電線共同溝の方式で施工を実施しており、その埋設工事について、道路整備のための地盤改良や舗装などの工事と同時施工が可能であったことに加えて、住宅への電気の引き込み線の移設工事が必要となる隣接する住宅が少なかったことなど、費用縮減を図れたことなどの好条件がそろったことがあげられます。

○議長（中川靖広君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 今、そういう条件がそろえば、できることがあるというような話でした。それでしたら、その条件をつくっていくというような形で、イメージからすると、そこそこの規模の開発行為が、例えばそのときはまっさらのところですので道ができ、そして電柱が立ちという姿を見ると、そのタイミングで地中化を最初から行政指導をしていただければ、もう少しコストがかからずにできるということにも思うんですが、その辺りはどうなんでしょうか。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 開発行為時の電柱の地中化に関するご質問でございます。民間事業者による開発行為の中で、電柱の地中化を実施する場合は、基本的に事業者が施工費用を負担することとなります。設置費用自体が高額であるため、民間事業者として実施するメリットがあまりなく、県内の実施事例は少ない状況となっております。

民間事業として実施される場合には、電柱がないことにより広い歩道の設置や地域景観の向上、災害に強い地域づくりといった付加価値をつけることがメリットとなる場合や、相当大規模な開発行為の中で、一体的に電柱のない地区を整備する場合などが考えられます。

○議長（中川靖広君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 新しい開発行為でもなかなか踏み出してもらえない、そういうような部分がこの電柱の地中化にあってなかなか進まない。本当に進まないことが非常にテーマとしてあるというのはわかるんですけど、それでしたら、実際、電柱が地中化すると、今現在、電柱があるのと、このあたりのメリット、今のほうがいい部分も絶対あ

ると思いますねん。これだけ続いているということは。ほんまに悪いものやったら、みんな地中化していく。お金がかかってもしていくはずですねん。イメージからしたら、私、いろいろな障害物になったり災害時のときに危なかったり、また景観が悪かったりということがあったとしても、やはり残ってるというのは、そのメリットはあると思います。その辺のこの電柱そのものの地中化というテーマについてのメリット・デメリットをもう一度、教えてください。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 電柱の地中化についてのメリット・デメリットに関する質問でございます。メリットといたしましては、まず、電柱がなくなることにより、歩道や車道の有効幅員が広がるなど、通行空間を確保できることがあげられます。また、台風や地震などの自然災害で、電柱倒壊による停電、火災、道路の分断を防止することも考えられます。さらには、電柱や電線がなくなることにより、景色を阻害するものがなくなり景観が向上することもあげられます。一方、デメリットといたしましては、まず電線を地下に入れるための管を埋設することに伴う掘削などが必要であり、整備費用が高額であることがあげられます。また、地震や老朽化などによる断線発生時、障害箇所の特定に時間がかかり復旧が遅れることが考えられます。さらには、電柱がなくなることにより、電柱上に設置されていた変圧器などの機器を地上に設置する必要が生じ、機器のための用地の確保が必要になることなどがあげられます。

○議長（中川靖広君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） メリット・デメリット、今、あげていただいてやはり費用の問題というのも絡んでくる。そしてメリットもいろいろあると。非常にその辺の比較衡量が難しい。やはりタイミングが合ったとき、今現在もやられてる箇所があるわけですから、メリットのほうが多いというときはやはり進んでいこうという気持ちを持っていただいとると思うんです。それでしたら、正直言って、今回の一般質問でも、ちらちらその中でテーマになってる、もし法隆寺の南側の駅の近いところが、もし大きく変わるようなときがあれば、その辺りで電柱の地中化というのもひとつ面白いことになるのと違うかなと、すごく新しいイメージ、当町が新しいイメージになるそういうことにもつながってくる。ちょっとそういうことも考えていただければと。それはそういうようになっていかないと、難しいところもあるかもわかりませんが、非常に夢を描いていけるようなまちづくりというような形で考えていただければと思います。

それでは、よくテレビの映像とかで、結構、古いまち、以前、ニュージーランドのほ

うでえらいがたがたで石の家が潰れてなってる。電柱が見えません。ここ、古いところやけど見えへんなど。よそへ行っても、何かよそのところでも同じように古いまち並みで、あれは石豊だからいけるのかなど。だいぶと大昔からのまちのように思うけど、そのあたり、海外ではそうみないのに国内で多い。これは地震の関係なのか、その地震が多いという関係なのか、それとも何かがあるのか、ちょっとそのあたりも教えてください。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 国内の電柱の地中化の進捗に関するご質問でございます。海外の主要都市の電柱の地中化率を見ますと、ロンドン、パリは100%、ニューヨーク83%、台北で85%となっております。一方、国内の電柱の地中化率を比較しますと、東京23区で8%、大阪市や名古屋市で5%、奈良県におきましては1%程度となっております。議員のご指摘のとおり、国内の電柱の地中化の進捗率は海外と比べて進んでいない状況にあり、その理由といたしまして、一例として、日本は地震の発生が多いことから、海外で一般的な、直接ケーブルを埋設する工法とは異なり強度の高い管を埋設し、その中に電線類を格納する工法が一般的となっております。また、道路が狭隘であり、ガスや上下水道などのインフラ整備が進んでいるため既設の埋設管が多く、電柱を地中化するにはそれらの移設を必要とする場合が多いことなどがあげられます。

こういったことから、海外と比べ、工期が長くなることや設備費用が高額となる傾向があることから、電柱の地中化が進まない理由であると考えております。

○議長（中川靖広君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） やはり日本特有の土地の狭さ、それと地震の多さ、そのあたりが多分そうだと。やはりいい部分もあるのに、なかなかそれだけ差があるというのはやはりそういう部分があったと。今回これによってちょっとわからせていただいたといいますか、そんな部分があるということですね。

それでしたら、結局今後、もう一度聞きます、やはり町としては計画的にこれを進める。なぜ、話をするかと言いますと、やはりこういう斑鳩町は歴史的風致維持向上計画というものをつくられて、そして今年度、ここではまだ平成35年になってますが、令和5年、こういう形で重点地区に対して電柱の地中化ということもひとつ改善ということで、テーマとしてあげておられる。今後、やはりそういうテーマをあげておられる。そして今後、もう一度、これからどうしていくかということをお答え願います。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 電柱の地中化の事業計画に関するご質問でございます。

先ほどの答弁で申しあげましたように、電柱の地中化には多額の費用がかかりますことから、現時点では、景観改善を主な目的として法隆寺周辺地区等を中心に実施することとし、歴史的風致維持向上計画での位置づけにとどまっているところでございます。

今後につきましても、道路の新設工事や拡幅工事などに合わせて実施することによるコスト縮減の検討や低コスト手法を活用した事業実施など、費用対効果の高い事業実施に向けた検討を行い、状況が整いましたら事業を進めてまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） やる気だということは今、わかりました。ただ、すぐに進めれるかということ、タイミングが合わない。いろんな要素がかみ合わないといけないということも今回の質問でわかったんですが、やはりそれも情報を的確に、開発であったり道の整備であったり、そして、地域ということもあと思います。そのあたりを踏まえながら、やはり小さくても歩みを進めていただく、そういうことが大事。全然、動かないから今回、こういう形で質問をさせていただきました。気持ちはあるんやろうけど動かないと。少しでも、1本でも減らしていくということが、決してそれが全てということではない。やはり災害復旧ときにどこの線が切れたかわかりにくい、今、ご答弁にあったようにデメリットもあるということも感じながらも、やはりうちは観光の町でございます。そういう部分もあるし、災害をいつ何どきあるかわからんと、そういうことも言われてる。いろんな要素からそれをお願いしまして、私の一質問般を終わらせていただきます。

どうもご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、5番、伴議員の一般質問は終わりました。

これをもって、予定しておりました一般質問は全て終了しました。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。

明日は、午前9時から決算審査特別委員会の開催が予定されておりますので、関係委員には定刻にご参集をお願いします。

本日は、これをもって散会します。

お疲れさまでした。

（午前11時19分 散会）